



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課） 3
- 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例（環境整備課） 3
- 沖縄県子ども・子育て会議設置条例（青少年・児童家庭課） 5
- 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（障害保健福祉課） 7
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課） 17
- 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 19
- 沖縄県文化芸術振興条例（文化振興課） 20

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 27
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 28
- 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則（障害保健福祉課） 29
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 31
- 沖縄県文化芸術振興審議会規則（文化振興課） 32

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 33

公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）
 - 1 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例（条例第62号）
 - 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
 - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
 - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
 - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
 - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
 - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
 - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 9 この条例は、平成27年3月31日限り、失効することとした。（附則第2項）

○ 沖縄県子ども・子育て会議設置条例（条例第63号）

- 1 沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置について定めることとした。（第1条）
- 2 子ども・子育て会議の担任する事務について定めることとした。（第2条）
- 3 子ども・子育て会議の組織について定めることとした。（第3条）
- 4 子ども・子育て会議の委員の任期について定めることとした。（第4条）
- 5 子ども・子育て会議の会長について定めることとした。（第5条）
- 6 子ども・子育て会議の会議について定めることとした。（第6条）
- 7 子ども・子育て会議の部会について定めることとした。（第7条）
- 8 子ども・子育て会議の庶務について定めることとした。（第8条）
- 9 その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項について定めることとした。（第9条）
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、認定こども園に関する部分は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項）
- 11 認定こども園法に係る特例について定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（条例第64号）

- 1 条例の目的、定義、基本理念、県の責務、県民の役割及び財政上の措置について定めることとした。（第1条から第6条まで）
- 2 障害を理由とする差別の禁止等について定めることとした。（第7条から第17条まで）
- 3 障害を理由とする差別等を解消するための支援について定めることとした。（第18条から第24条まで）
- 4 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策について定めることとした。（第25条から第37条まで）
- 5 規則への委任について定めることとした。（第38条）
- 6 罰則について定めることとした。（第39条）
- 7 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の設置及び準備行為については、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 準備行為について定めることとした。（附則第2項）
- 9 条例施行後の措置について定めることとした。（附則第3項）

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞

一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととする。（第61条の2及び第81条関係）
- 2 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の基準において、通いサービスを利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所から登録を受けた者及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児を含めることとする。（第111条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 病床転換支援金を納付する市町村に関する特例の適用期限を延長することとした。（附則第3項及び第4項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとし、この条例による改正後の沖縄県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成25年度分の調整交付金から適用することとした。（附則）

○ 沖縄県文化芸術振興条例（条例第67号）

- 1 条例の目的、基本理念、県の責務並びに県民、文化芸術関係団体、事業者及び教育研究機関の役割について定めることとした。（第1条から第6条まで）
- 2 文化芸術の振興に関する基本的な施策について定めることとした。（第7条から第23条まで）
- 3 施策の策定等に関し県が講ずる措置について定めることとした。（第24条から第27条まで）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第61号

**沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第62号

沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例

(設置)

第1条 海岸漂着物等の対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 海岸漂着物等の回収及び処理に関する事業（調査研究の事業を含む。）であって、県が行うものの費用及び市町村等が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

(2) 海岸漂着物等の発生の抑制に関する事業であって、県が行うものの費用及び市町村等が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県子ども・子育て会議設置条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第63号

沖縄県子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、沖縄県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務を処理するとともに、認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法

改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 子ども・子育て会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第25条のその権限に属させられた事項(新認定こども園法第17条第3項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第64号

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 障害を理由とする差別の禁止等(第7条—第17条)

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援(第18条—第24条)

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策(第25条—第37条)

第5章 雑則(第38条)

第6章 罰則(第39条)

附則

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁と

なったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等し

く基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止等

(障害を理由とする差別の禁止等)

第7条 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第8条 福祉サービス（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福

祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為

(医療の提供における差別の禁止)

第9条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為

(サービスの提供等における差別の禁止)

第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合（第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。）において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(雇用等における差別の禁止)

第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為

(3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由

がなく、解雇し、又は退職を強制する行為

(教育における機会の付与)

第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。

(建築物等の利用における差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(公共交通機関の利用における差別の禁止)

第14条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人が旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下この条において同じ。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、旅客施設及び車両等の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第15条 不動産の取引を行う事業者は、不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(意思の表明の受領における差別の禁止)

第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対し

て、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(情報の提供における差別の禁止)

第17条 障害のある人から情報の提供を求められた者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあることその他の正当な理由がなく、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- (2) 手話、点字その他障害の特性に応じた手法での情報の提供が可能である場合に、当該情報の提供を拒む行為

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援

(障害のある人に関する理解の促進)

第18条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人と協力し、障害のある人が権利の主体であることを踏まえた啓発活動の推進、公共的団体の関係者への研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(差別事例相談員に対する支援等)

第19条 県は、市町村が行う事務又は事業のうち、前章の規定に違反する行為（以下「差別等」という。）に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業を遂行するもの（以下「差別事例相談員」という。）に対して、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定するもののほか、市町村が地域の実情に応じて行う障害を理由とする差別等を解消するための施策を策定し、又は実施する場合は、市町村に対して、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(広域相談専門員)

第20条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行わせるため、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者を広域相談専門員として任命することができる。

- (1) 専門的な見地から行う差別事例相談員への必要な技術的助言に関する業務
- (2) 差別等に関する相談事例の調査及び研究に関する業務
- (3) 前2号の業務に付随する業務

2 知事は、前項の規定により任命をしようとする場合は、あらかじめ、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（第24条に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会をいう。第22条及び第23条において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 広域相談専門員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域相談専門員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（助言又はあっせんの求め）

第21条 差別等を受けた障害のある人、その家族、保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

（助言又はあっせん）

第22条 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認める場合は、差別等に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、差別等の解消に必要なあっせん案を作成し、これを当該差別等に係る関係者に提示することができる。

（勧告）

第23条 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前条第4項に規定するあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会)

第24条 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、障害を理由とする差別等の解消に関して優れた識見を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、知事が任命する。

- (1) 障害のある人又はその家族
- (2) 福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者
- (3) 経営者又は経営団体を代表する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策
(障害福祉サービスの充実)

第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域

的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の場の拡大)

第26条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。

(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進)

第28条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(駐車場の確保等)

第29条 県は、障害のある人の自動車による円滑な移動に資するため、自動車の乗降に支障のない広さを有する路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。）の確保及び自動車の乗降に支障のある人の駐車を妨げる行為の防止その他の適切な駐車場の利用に関する必要な施策を講ずるものとする。

(住宅環境の整備)

第30条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(障害の特性に応じた情報提供)

第31条 県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ず

るものとする。

(差別等をなくすための民間の活動の促進)

第32条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人に対する差別等をなくすための民間の活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人同士による相談体制の充実)

第33条 県は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等に参加できる環境の整備)

第34条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(市町村防災計画に関する情報提供等)

第35条 県は、障害のある人の防災及び災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(離島等における障害のある人に対する福祉の充実)

第36条 県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等と協力し、離島及びへき地における地域の実情や課題に対応する障害のある人に対する福祉に関し必要な施策を講ずるものとする。

(基本的施策の計画的推進)

第37条 県は、市町村と協力し、この章に規定する基本的施策の計画的推進を図るものとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第39条 第20条第4項又は第24条第6項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万

円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第20条第1項の規定による広域相談専門員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第65号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の2」に改める。

第2条第1項第4号中「平成25年沖縄県条例第29号」の次に「。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に改める。

第59条中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第60条中「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に、「第24条第1項、第3項、第4項及び第5項」を「第24条第2項から第5項まで」に改める。

第61条中「第24条第1項、第3項、第4項及び第5項」を「第24条第2項から第5項まで」に改め、第2章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第61条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

第78条中「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第81条中「、第61条」を「から第61条の2まで」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「平成25年沖縄県条例第27号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第111条第1号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「平成15年厚生労働省令第132号」の次に「。以下「特区省令」という。」を加え、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加え、同条第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第66号

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険調整交付金条例（平成17年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の沖縄県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成25年度分の調整交付金から適用する。

沖縄県文化芸術振興条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第67号

沖縄県文化芸術振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第7条—第10条）

第2節 人材の養成等（第11条—第14条）

第3節 文化芸術活動の充実（第15条・第16条）

第4節 文化芸術の活用（第17条—第19条）

第5節 文化芸術を支える基盤の強化（第20条—第23条）

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置（第24条—第27条）

附則

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特の文化芸術を育んできた。

文化芸術は、県民の生活に深く根ざし、繰り返された世変わりにおいても、新たな時代

を切り開く心のよりどころとなった。

文化芸術は、長い歴史の過程で積み上げられ、伝えられた英知の結晶であり、人々が心豊かに生き、活力のある社会を築き、世界と友好を深めていく基盤として、本県の発展に欠かせないものである。

このような認識に立ち、私たちは、かつて琉球の時代に人と文化の架け橋となった先人の万国津梁^{しんりょう}の精神を受け継ぎながら、守り育ててきた文化芸術を次代に引き継ぐとともに、これからの時代にふさわしい新たな文化芸術を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、文化芸術団体、事業者及び教育研究機関の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、及び当該施策の策定等に関し県が講ずる措置を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下に、その自主性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民等（県内に居住する者及び滞在する者をいう。以下同じ。）が年齢、性別、出身地、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞し、及び創造し、並びに文化芸術活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重され、その保護及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、質の高い文化芸術が人々に深い感動や新たな発見をも

たらずとともに、人々の創造性を喚起するものであることに鑑み、本県において、質の高い文化芸術活動が活発に行われ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮されなければならない。

- 6 文化芸術の振興に当たっては、本県の風土及び歴史によって培われてきた文化芸術が県民共通の財産として将来にわたり継承されるよう考慮されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に係る創造的活動が県民生活に豊かさを与えらるとともに、文化芸術の発展、ひいては社会の発展の原動力となるよう、創造的活動の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に係る交流が人々の相互理解並びに文化芸術及び社会の発展に資するよう、地域間の交流及び国内外との交流の推進が図られなければならない。
- 9 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の発展に資するよう多様な人材の育成が図られなければならない。
- 10 文化芸術の振興に当たっては、県民、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、事業者、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関（以下「教育研究機関」という。）、市町村及び県の相互の連携及び協力の下に、これが推進されるよう考慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、文化芸術振興施策を安定的に実施するために必要な調査研究を行うものとする。
- 3 第1項の規定による文化芸術振興施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民等の意見が反映されるよう配慮するものとする。
- 4 県は、県が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努めるものとする。
- 5 県は、地域の特性を生かした文化芸術を振興する上で市町村が果たす役割が重要であることに鑑み、市町村が行う文化芸術振興施策の実施に必要な協力及び助言を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする。

(県民及び文化芸術団体の役割)

第4条 県民及び文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第6条 教育研究機関は、基本理念にのっとり、その有する人材、設備等を生かした文化芸術活動への支援、創造性豊かな人材の養成等を通じて、文化芸術の振興及び社会の発展に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

(伝統的な文化の継承及び発展)

第7条 県は、言葉が生活又は文化芸術の基層をなし、文化そのものであることに鑑み、しまくとぅばの日に関する条例（平成18年沖縄県条例第35号）第1条に規定するしまくとぅばが普及し、及び継承されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、組踊、さんしん音楽（さんしんを伴奏楽器とする音楽をいう。）、琉球舞踊その他の伝統芸能が将来にわたって継承され、及び発展するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、空手道・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した国内外との交流を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、本県の歴史及び風土に培われたびんがた、織物、陶器、漆器その他の伝統工芸が将来にわたって継承され、及び発展するよう必要な施策を講ずるものとする。

5 県は、前各項に規定するもののほか、本県の伝統的な行事、食文化その他の伝統的な文化が将来にわたって保存され、継承され、及び発展するため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術等の振興)

第8条 県は、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメー

ション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、芸能（前条第2項に規定する伝統芸能を除く。）及び生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第9条 県は、有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、本県に関する歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（景観の形成等）

第10条 県は、歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用を図るとともに、調和のとれた景観の形成のため、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県が設置する公共施設の外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化との調和を保つよう設計、意匠等に配慮するよう努めるものとする。

第2節 人材の養成等

（芸術家等の養成等）

第11条 県は、伝統文化を継承する者、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成を図るものとする。

- 2 県は、文化芸術活動の企画等を行う者並びに文化芸術施設の管理及び運営を行う者（以下「文化芸術活動の企画等を行う者等」という。）の養成及び確保を図るため、県内外における研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に関する教育の充実等）

第12条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する教育の充実並びに芸術家等、文化芸術活動の企画等を行う者等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、学校教育における文化芸術活動への支援を通じ、伝統芸能、伝統工芸その他の伝統的な文化に対する理解及び関心が深められるよう配慮するものとする。

(文化芸術団体への支援)

第13条 県は、文化芸術団体が行う活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

第3節 文化芸術活動の充実

(県民等の鑑賞等の機会の充実等)

第15条 県は、広く県民等が文化芸術を鑑賞し、及び創造し、並びに文化芸術活動に参加する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、高齢者が豊富な知識と経験を有する文化芸術の重要な担い手であることを踏まえ、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者等の社会活動の充実及び発展に資するよう、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、次代の社会を担う青少年が豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、及び表現する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第16条 県は、文化芸術に係る地域間の交流及び国内外との交流を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第4節 文化芸術の活用

(文化芸術による地域づくり)

第17条 県は、文化芸術が地域への愛着や誇りの醸成、特色ある地域産業の振興、地域社会の基盤の形成等に大きな役割を果すことに鑑み、地域において自主的かつ主体的な文化芸術による地域づくりが行われるため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する産業の創出及び振興)

第18条 県は、映画、音楽、演劇、文芸その他の文化芸術に関する産業の創出及び振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業との相互連携の促進)

第19条 県は、文化芸術が観光その他の地域産業の創出及び活性化に資するよう、文化芸

術と地域産業との相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第5節 文化芸術を支える基盤の強化

(教育研究機関の機能強化)

第20条 県は、教育研究機関が文化芸術に関する調査研究の充実を図り、その成果をもって社会に貢献するため、その機能強化を図るよう努めるものとする。

(文化芸術施設等の充実及び活用)

第21条 県は、県民等の文化芸術活動の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の公共の施設を県民等の文化芸術活動の場として利用することができるよう配慮するものとする。

(知的財産に関する知識の普及)

第22条 県は、著作物その他の文化的所産の保護及び公正な利用が図られるとともに、それらの活用が積極的に行われ、その価値が最大限に発揮されるよう、著作者の権利及びこれに隣接する権利、意匠その他の知的財産について、これらに関する知識の普及に努めるものとする。

(企業等による支援活動の促進)

第23条 県は、個人、企業等が社会貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動を促進するよう努めるものとする。

第3章 施策の策定等に関し県が講ずる措置

(県民等の意見の反映)

第24条 県は、文化芸術振興施策に県民等の意見を反映させるため、県民等に対し文化芸術振興施策に関する情報を公表し、県民等から意見を聴くものとする。

(沖縄県文化芸術振興審議会)

第25条 この条例の規定に基づく施策の策定その他文化芸術の振興に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議を行わせるため、沖縄県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、文化芸術団体に属する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制の整備)

第26条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第85号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

| | | |
|-----------------|----|-------|
| 沖縄県青少年保護育成審議会委員 | 日額 | 9,300 |
|-----------------|----|-------|

」を

「

| | | |
|-----------------|----|-------|
| 沖縄県青少年保護育成審議会委員 | 日額 | 9,300 |
| 沖縄県子ども・子育て会議委員 | 日額 | 9,300 |

」に改める。

別表第2 消防学校舎監の項中「日額 9,300」を「月額 144,900」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定中消防学校舎監に係る部分は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 消防学校舎監が改正前の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて平成25年4月1日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみ

なす。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第86号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第67条の表産業政策課の項中「産業企画人材班 新産業支援班」を「産業振興企画班」に改め、同表国際物流推進課の項中「物流推進班」を「物流推進班 商業政策班」に改める。

第70条第9号中「推進」の次に「及び商業振興」を加え、同号を同条第15号とし、同条中第8号を第14号とし、第7号の次に次の6号を加える。

- (8) 商業振興対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (9) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）の施行に関すること。
- (10) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関すること。
- (11) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関すること。
- (12) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。
- (13) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第72条中第7号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号から第15号までを5号ずつ繰り上げる。

第134条の表沖縄県中部福祉保健所の項中「地域保健班」を「地域保健班 食品衛生広域監視班」に改め、同表沖縄県南部福祉保健所の項中「生活環境班」を「生活衛生班 環境保全班」に改める。

第241条第2号の表中

| | | | |
|---------------|---|-------|-----------|
| 沖縄県青少年保護育成審議会 | 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること。 | 福祉保健部 | 青少年・児童家庭課 |
|---------------|---|-------|-----------|

を

| | | | |
|---------------|---|-------|-----------|
| 沖縄県青少年保護育成審議会 | 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に関すること。 | 福祉保健部 | 青少年・児童家庭課 |
| 沖縄県子ども・子育て会議 | 沖縄県子ども・子育て会議設置条例（平成25年沖縄県条例第63号）第2条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事務並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 | 福祉保健部 | 青少年・児童家庭課 |

に改

| | | |
|---|--|--|
| <p>供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。</p> | | |
|---|--|--|

める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、第134条の表沖縄県中部福祉保健所の項及び沖縄県南部福祉保健所の項並びに第241条第2号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第87号

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言及びあっせんの求め)

第2条 条例第21条の規定により助言又はあっせんを求めようとする者は、障害を理由とする差別等の解消に関する助言（あっせん）申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、処理の結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第3条 条例第24条第1項に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、あっせんによる解決の見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

(助言又はあっせんの報告)

第4条 調整委員会は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないとき、前条の規定によりあっせんを打ち切ったとき、又は助言若しくはあっせんにより解決が図られたときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

(調整委員会の会長等)

第5条 調整委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調整委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 調整委員会の庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条から第8条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第48条中第19号を第20号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に関すること。

第241条第2号の表中

| | | | | |
|----------------|---|-------|---------|---|
| 沖縄県福祉のまちづくり審議会 | 福祉のまちづくり条例第30条に基づき、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項について調査審議すること。 | 福祉保健部 | 障害保健福祉課 | を |
|----------------|---|-------|---------|---|

| | | | | |
|----------------------------|--|-------|---------|---|
| 沖縄県福祉のまちづくり審議会 | 福祉のまちづくり条例第30条の規定に基づき、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項について調査審議すること。 | 福祉保健部 | 障害保健福祉課 | に |
| 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会 | 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行い、及び必要な事項を調査審議すること。 | 福祉保健部 | 障害保健福祉課 | |

改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
差別を受けたとされる者との関係

障害を理由とする差別等の解消に関する助言（あっせん）申請書

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例第21条の規定に基づき、下記の差別等を解消するため、助言（あっせん）を申請します。

記

- 1 差別等を受けたとされる者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 2 差別等をしたとされるもの

(1) 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所又は事業所の所在地）

(2) 氏名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

3 差別等の概要

4 求める助言又はあつせんの内容

5 その他参考となる事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第88号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第14条の2 条例第61条の2の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第81条において準用する条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第21条中「、第13条及び第14条」を「及び第13条から第14条の2まで」に、「「第61条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第61条第2項」」を「「第61条第2号」とあるのは「第81条において準用する条例第61条第2号」と、第14条の2中「条例第61条の2の規則で定める要件」とあるのは「第81条において準用する条例第61条の2の規則で定める要件」」に改める。

（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）」を「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第4号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県文化芸術振興審議会規則をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第89号

沖縄県文化芸術振興審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県文化芸術振興条例（平成25年沖縄県条例第67号）第25条第6項の規定に基づき、沖縄県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理

する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、文化観光スポーツ部文化振興課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第80条中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 沖縄県文化芸術振興条例(平成25年沖縄県条例第67号。以下「文化芸術振興条例」という。)に関すること。

(3) 文化芸術振興審議会に関すること。

第241条第2号の表中

| | | | | |
|----------|---|-----------|-------|---|
| 沖縄県観光審議会 | 観光開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。 | 文化観光スポーツ部 | 観光政策課 | を |
|----------|---|-----------|-------|---|

| | | | | |
|--------------|--|-----------|-------|---|
| 沖縄県観光審議会 | 観光開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。 | 文化観光スポーツ部 | 観光政策課 | に |
| 沖縄県文化芸術振興審議会 | 文化芸術振興条例第25条第1項に規定する施策の策定その他文化芸術の振興に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議すること。 | 文化観光スポーツ部 | 文化振興課 | |

改める。

訓 令

沖縄県訓令第76号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第3 商工労働部の表産業政策課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|--|---|---|
| 国際物流推進課 | | <p>1 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>2 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。）第10条第1項の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。</p> <p>3 商調法第10条第2項において準用する商調法第3条第4項の規定に基づき、市長に協議すること。</p> <p>4 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。</p> | <p>1 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停をすること。</p> |
|---------|--|---|---|

別表第3 商工労働部の表中小企業支援課の項部長等専決事項の欄第7号から第9号までを削り、同項統括監専決事項の欄第20号を削る。

附 則

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

| | |
|---|---|
| <p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p> |
|---|---|